

## 科学技術創生館施設利用内規

(目的)

第1条 この内規は、科学技術創生館の2階、3階（以下「創生館」という。）の運用、賃貸料及び共益費について定めることを目的とする。

(利用の許可)

第2条 創生館の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、別記様式により、経営本部長に申し出て、その許可を受けなければならない。

② 経営本部長は、申請者から提出された別記様式に基づき、利用の許可を決定する。

③ 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、内容を変更する必要がある場合、別記様式により、経営本部長に申し出て、その許可を受けなければならない。

(利用の許可の取り消し等)

第3条 経営本部長は、利用者が利用許可の条件に違反したと認めるとき、又は創生館の管理上支障があると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、又は当該利用を中止させることができる。

(賃料)

第4条 利用者は、賃料を支払うものとする。

② 前項の賃料は坪単価月額8,000円（消費税および地方消費税額含む。）とし、坪単価賃料に利用者が利用する実測面積を乗じて月額賃料を算出する。なお、支払金額百円の位未満は切り捨てとする。

③ 1か月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。

(共益費)

第5条 利用者は、共益費を支払うものとする。

② 前項の共益費は坪単価月額1,800円（消費税および地方消費税額含む。）とし、坪単価共益費に利用者が利用する実測面積を乗じて月額共益費を算出する。なお、支払金額百円の位未満は切り捨てとする。

③ 1か月に満たない期間の共益費は日割計算した額とする。

(徴収方法)

第6条 第4条の賃料及び第5条の共益費は、原則として利用月の翌月に利用者に請求するものとする。

(利用期間)

第7条 創生館を利用できる期間は、原則として1か月以上1年以内とする。但し、特別の事由があると認められた場合は、1年毎に更新することができるものとし、原則として3年を限度として利用を認めることができる。

②前項の場合において、利用者は、事前に承認された期間を超えて利用を希望するときは別記様式により経営本部長に申し出て、その許可を受けなければならない。

(原状回復)

第8条 利用者は、創生館の利用が終了したとき、又は第3条により利用の許可を取り消したときは、利用した施設を速やかに原状回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償は、利用者の責任により行うものとする。

(事務)

第10条 創生館の管理に関する事務は、関係部門の協力を得て、経営本部施設部が分掌する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、経営本部長が定める。

附 則

この内規は、平成23年6月10日から施行し、平成23年6月1日から適用する。